

## 一般競争入札の先行落札除外方式に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、船橋市が発注した建設工事（以下「工事」という。）について、くじ引きにより落札候補者を決定した場合に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (対象)

第2条 先行落札除外方式とは、入札（開札）執行時間順に落札候補者の入札参加資格を審査し落札者として決定した場合、その入札（開札）時間以降で同日に執行した同一業種の工事の落札者としての資格を失うことをいい、対象は以下に掲げる条件を全て満たすものとする。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員として落札した場合は対象としない。

- (1) 一般競争入札で地域要件を「船橋市内に本店がある者」として公告した工事
- (2) 入札（開札）の結果「くじ引き」により落札候補者を決定する工事

### (取扱い)

第3条 最低価格提示者が先行落札除外方式対象者のみの場合は、複数の工事の落札者となることができる。ただし、他の先行落札除外方式対象者が2件まで落札者とならない限り、2件を超えて落札者となることはできない。なお、以降の件数の取扱いは同様とする。

### 附 則

この基準は平成28年4月1日から施行する。

【参考】

入札参加者が「A社・B社・C社」の3社の場合

| 工事 |      | 地域要件 | 業種等  | 落札候補者（入札参加者） |    |    | 落札者 |
|----|------|------|------|--------------|----|----|-----|
|    |      |      |      | 第1           | 第2 | 第3 |     |
| 1  | 〇〇工事 | 市内本店 | 土木一式 | A社           | B社 | C社 | A社  |
| 2  | △△工事 | 市内本店 | 土木一式 | A社           | B社 | C社 | B社  |
| 3  | ☆☆工事 | 市内本店 | 土木一式 | A社           | B社 | C社 | C社  |
| 4  | □□工事 | 市内本店 | 電気   | A社           | B社 | C社 | A社  |
| 5  | ××工事 | なし   | 土木一式 | A社           | B社 | C社 | A社  |
| 6  | ◇◇工事 | 市内本店 | 土木一式 | A社           | B社 | C社 | A社  |